東京大学病院教員の就業に関する規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１９年　３月２６日
改正　平成２７年　３月２６日
改正　令和　８年　９月１７日

第１章　総　則

（目的）
第１条　この規程は、東京大学病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第３条ただし書の規定に基づき、教員についての人事に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この規程は、東京大学病院の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「本院教員」という。）に適用する。

（選考方法）
第３条　本院教員の採用及び昇任の選考は、大学院医学系研究科又は医学部の教授会（以下「教授会」という。）が行う。
２　前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長（以下「組織の長」という。）は、当該組織の人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

（配置換及び出向）
第４条　本院教員は東京大学病院教員懲戒手続規程（以下「懲戒手続規程」という。）の定める手続によるのでなければ、その意に反して配置換又は出向を命じられることはない。ただし、組織の廃止等により現に就いている職が消滅する場合に行う配置換又は出向については、この限りでない。

（休職の期間）
第５条　本院教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、３年を限度として個々の場合について、教授会の議を経て定める。

（降任及び解雇）
第６条　本院教員は、懲戒手続規程の定める手続によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

（任期）
第７条　東京大学における教員の任期に関する規則に基づき、本院教員を５年を限度として期間を定めて雇用することができる。
２　前項の期間が満了した場合の更新については、東京大学における教員の任期に関する規則の定めるところによる。

（定年退職）
第８条　本院教員の定年は、就業規則第１８条第２項の規定に基づき、満６５歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以降における最初の３月３１日とする。

（懲戒）
第９条　本院教員は、懲戒手続規程の定める手続によるのでなければ、懲戒に処せられることはない。

（勤務成績の評定）
第１０条　本院教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により総長が定める基準に基づき、行うものとする。

（研修の機会）
第１１条　本院教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
２　本院教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
３　本院教員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
４　本院教員のサバティカル研修については、別に定める東京大学病院教員のサバティカル研修に関する規程による。

（兼業）
第１２条　本院教員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、教育研究活動に関する兼業を行うことができる。

（助教及び助手）
第１３条　助教及び助手については、教授会が、この規程に定める手続方法と異なる定めをすることができる。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
（定年の経過措置）
２　平成１６年４月１日から平成２５年３月３１日までの期間における本院教員の定年

は、第８条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

期　間	平成１６年４月１日 ～ 平成１９年３月３１日	平成１９年４月１日 ～ 平成２２年３月３１日	平成２２年４月１日 ～ 平成２５年３月３１日
定年年齢	満６２歳	満６３歳	満６４歳

（任期の経過措置）

３　第７条第１項の期間を定めて雇用する大学教員のうち、この規程の施行日の前日から在職する者で引き続き期間を定めて雇用する場合にあっては、従前の任期満了となる日（その日が施行日から５年を超える場合にあっては、５年）までの期間をもって、当該施行日に定める期間とする。

４　この規程の施行日の前日から在職する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）の大学教員のうち、東京大学において任用する外国人教員の任期に関する規則第３条の規定に基づき任期を定めて任用されている者については、同規則を東京大学における教員の任期に関する規則とみなし、前項の規定を適用する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。